

照 会 書

令和4年7月19日

〒450-0003

愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目

23-1 第2アスタービル6階 URB内

株式会社 EVANESS

代表取締役 衛 藤 淳 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三四彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

第1 はじめに

私ども特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道（通称ホクネット）（以下「当法人」といいます。）は、研究者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題に関する専門家によって構成され、消費者被害の防止を目的として、消費者問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等の活動を行っています。当法人の詳細は、当法人のホームページ〔URL:<http://www.e-hocnet.info/>〕をご参照ください。

当法人は、平成22年2月25日から、「消費者契約法」に基づき、内閣総理大臣からの認定を受け、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対して差止請求訴訟を提訴する差止請求関係業務を行う「適格消費者団体」としての活動を行っています。

さらに、当法人は、令和3年10月20日から、「消費者の財産的被害の集団的な

回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」(以下「特例法」といいます。)に基づき、内閣総理大臣からの認定を受け、共通の原因で多数の消費者に生じた財産的被害に関して集団的被害回復手続を実施する被害回復関係業務を行う「特定適格消費者団体」としての活動を行っています。

消費者契約法に基づく差止請求訴訟や特例法に基づく集団的被害回復手続(共通義務確認訴訟・簡易確定手続等)の概要に関して、消費者庁作成の広報用のパンフレットを本書に同封いたしましたのでご覧ください。

第2 利用規約その他の消費者との契約に関する書式の開示の照会

今般、消費者から当法人に対し、貴社が「カロリートレード」とのブランド名で行われているフランチャイズ事業又はトレーニングジムの運営事業に関しまして、情報提供がありました。その情報提供に係る利用規約の内容を検討しました結果、消費者契約法上の問題が散見されることが判明しました。

つきましては、当法人が検討した利用規約が貴社の運営されている上記の事業で現在使用されているものかどうか、またフランチャイジー各社が現在利用している利用規約かどうかの確認も含めて、利用規約その他の消費者との契約に関する書式を当法人まで開示されますよう求めます。

第3 回答の期限など

以上の照会に対しまして、令和4年8月26日までに、書面にて、当法人事務所まで書式をご送付くださいますようお願い申し上げます。

なお、貴社からのご回答の有無及びその内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

謹白